

古墳景観が日本遺産認定！



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成 30 年 6 月 8 日発行 (次号 6 月 25 日)

編集: まちおこし政策課
(担当: 松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。
<http://www.town.shintomi.lg.jp/>
本紙は、ホームページからダウンロードできます。

新富町が西都市、宮崎市と共同で申請した「古代人のモニュメント」が県内で初めて日本遺産に認定されました。新田原古墳群や西都原古墳群、生目古墳群など、築造当時の景観が残っている点が高い評価を受け、今後の観光振興に期待が高まります。

幼稚園就園奨励費補助の申請について

新富町では、国の補助を受けて、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園に通う園児の保護者に対し、入園料・保育料を減免する「幼稚園就園奨励費補助」を行っています。

申請を希望される保護者は、平成30年6月22日(金)までに、通園する幼稚園に必要な書類を提出してください。なお、詳細は各幼稚園へお問い合わせください。

また、申請締切後に入園された園児の保護者も対象となる場合がありますので、入園時に各幼稚園へお問い合わせください。



問合せ：町民子ども課
い ま よ し え な
(担当) 今吉絵菜 ☎33-1293

第58回新富町消防操法大会

第58回新富町消防操法大会が下記の日程で開催されます。競技は火災現場を想定した放水による消火活動で機械器具等の操作を行うもので、動作の確実性や放水により標的(火点)を落とすまでの所要時間を競います。

大会は3部門(ポンプ車・小型ポンプ・積載車)、町内消防団16部が出場します。

町民の皆さまのご声援をお願いします。

○期 日 平成30年7月1日(日) ※雨天決行

○時 間 7:00開会

○場 所 役場南側駐車場

○駐車場 役場駐車場には駐車できません。右記駐車場に駐車をお願いします。町体育館、福祉学習等供用施設周辺の駐車場は施設利用者用です。

問合せ：防災基地対策課
ひ ら し た よ し ひ ろ
(担当) 平下善博 ☎33-6061



平成29年度の住民基本台帳の閲覧状況についてお知らせします

平成29年度の住民基本台帳の閲覧状況についてお知らせします。

番号	閲覧月日	請求機関の名称 (申出者の氏名)	閲覧者 区分	請求事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧に係る 住民の範囲
1	平成29年5月18日	(株) インテージリサーチ社 社長 井上 孝志	法人	「旅行・観光消費動向調査」(一般統計調査)対象者抽出	富田東 富田北 富田南 富田西
2	平成29年5月29日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	法人	「子ども・青少年のスポーツライフに関する調査」対象者抽出	富田東 富田北 富田南 富田西 富田 三納代 日置
3	平成29年6月28日	(社) 中央調査社 会長 大室 真生	法人	「2017年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」実施のための対象者抽出	大字新田
4	平成29年8月16日	(社) 中央調査社 会長 大室 真生	法人	「2017年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」実施のための対象者抽出	大字伊倉
5	平成29年10月3日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	法人	「平成29年度消費者意識基本調査」対象者抽出	富田西 富田
6	平成29年10月18日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	法人	「青少年を被害から守るための調査」対象者抽出	大字新田 大字上富田
7	平成29年12月13日	(株) ビデオリサーチ社 代表取締役社長 加藤 譲	法人	日本たばこ産業株式会社が実施する2018年「全国たばこ喫煙者率調査」の対象者抽出	大字三納代
8	平成29年12月25日	(社) 中央調査社 会長 大室 真生	法人	「2018年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」実施のための対象者抽出	大字上富田

問合せ：町民子ども課(担当) 稲田真由美 ☎33-6071

体育館・運動広場調整会の開催について 7月~9月分

3か月間の町内体育施設の調整会を下記のとおり開催します。

☆期 日 平成30年6月13日(水) 19:00~(調整開始 19:30)

☆会 場 新富町総合交流センター「きらり」 大集会室

☆調整期間 平成30年7月から9月分

☆持参するもの 印鑑

※会場に先着された方から使用希望日をご記入いただけます。

※調整時にお越しいただけない場合は、ご希望の時間がとれないことがあるので、ご注意ください。

※使用料は期日までに必ず納入していただくようご注意ください。

問合せ：生涯学習課
い き こ う や
(担当) 老岐晃也 ☎33-1022

国民年金保険料の免除申請について

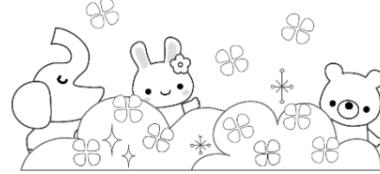
国民年金保険料の納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、町民こども課・国民年金窓口へご相談ください。
平成30年度の免除等の受付は、平成30年7月2日から開始します。平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

※免除(猶予)申請は、2年1カ月前の月分まで遡って申請をすることができます。

◀申請に必要なもの▶

- 年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの
- 退職特例免除に該当する方は、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（離職票、雇用保険受給資格者証等）
- 同一世帯の方が代理で申請する場合は、代理人を確認できる、運転免許証等の身分証明書
- 認印



問合せ：町民こども課
(担当) 前田春美 ☎33-6071

特定健診受診者に「しんとマピーカード40ポイント」進呈！

今年度、特定健診・すこやか高齢者健診・みつば健診・わかば健診を受診された方に、しんとマピーカード40ポイントの引換証を進呈いたします。本来なら40ポイントは、4,000円分のお買い物でもらえるポイントになります。特定健診を無料で受けられて、ポイントももらえて、とってもお得です！ぜひ、この機会に受診をお願いします。

問合せ：いきいき健康課
(担当) 石合瑠美子 ☎33-6059

じんけん 人権コーナー ～『犯罪被害者等の人権』～

犯罪被害者ということばは、犯罪の被害者とその家族や遺族のことです。犯罪に巻き込まれてしまった被害者はもちろん、周りの人もつらい思いをしています。
一つは、被害にあったことに対する精神的ショックや体の不調が挙げられます。そのことで、外出ができなくなったり、今までできていた日常のことができなくなったり、「また同じような目にあうのではないか」とう不安や恐怖を感じたりします。もう一つは、その治療のための医療費等の負担による経済的な困難が挙げられます。このように、犯罪被害者等の人たちは大変な思いをしています。むりに励まそうとしないほうがいい場合もあります。励まされることを負担に感じる人もいます。苦しんでいる人のことをよく理解し、お互いに支え合う社会をつくりましょう。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課(担当) 井下喜仁 ☎33-6002

環境水道課からのお知らせ

◆浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する設備で、河川を汚さない為にも日頃の維持管理が重要です。浄化槽管理者には浄化槽法により以下のことが義務付けられています。

①保守点検

浄化槽の汚水が正しく処理されるよう微生物の管理や機器の点検、消毒剤の補充などを行います。
※宮崎県の登録を受けている保守点検業者に依頼してください。

②清掃

浄化槽内部にたまった汚泥の引き抜き、機器類の洗浄、清掃を行います。(年1回以上)
※新富町の許可を受けている清掃業者(新富衛生社)に依頼してください。

③法定検査(11条検査)

浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、正常に機能していることを確認するための検査です。保守点検や清掃とは別に年1回受検する必要があります。

※法定検査は、合併処理浄化槽だけではなく、単独処理浄化槽も受ける必要があります。

※宮崎県が指定した検査機関(宮崎県環境科学協会)に依頼してください。(宮崎県環境科学協会より法定検査依頼等の文書が届きます)

◆ごみの野外焼却はやめましょう

ごみの野外焼却(野焼き)は一部の例外を除き原則禁止されています。

また、野外焼却に対して、「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「悪臭で気分が悪くなる」などの苦情が寄せられており、付近の住民に迷惑をかけることとなります。

ごみは焼却せず、きちんと分別を行い指定のごみ袋で決められた日に出してください。

※一部例外で認められている野焼きであっても、生活環境上支障を与え、苦情がある場合は指導の対象となります。

◆「九州エコライフポイント」夏の節電活動に参加しませんか？

九州エコライフポイントとは、九州にお住いの方がCO2削減を進めるため、節電活動(家庭の電気使用量の削減)などを行った場合にポイント券を交付し、ポイント取扱店でのお買い物に使用できる仕組みです。

○内容 夏の節電活動(3ヶ月分の検針票提出)をしていただいた方に、ポイント取扱店(スーパー、コンビニ、道の駅など)で利用できるポイント券を差し上げます。

○申込期間 平成30年7月20日(金)まで

○活動期間 平成30年7月～9月(検針票7、8、9月分)

【特典1】節電活動をしていただいた方全員に、500ポイント券を進呈します。(1ポイント=1円) さらに前年同期比で電気使用量を削減できた方に100ポイント券を進呈します。

前年夏または今年冬、節電活動をしていただいた方に100ポイント券を進呈します。

【特典2】節電活動をしていただいた方の中から抽選で、九州各地取扱店の商品が当たります。

【特典3】前年同月比で電気使用量を削減できた方の中から抽選で、5名様に2,000ポイント券を進呈します。

◎問合せ・参加申込み先

〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命ビル11階

ポイント運営管理事務局(日本トータルテレマーケティング株式会社)

☎0570(087)335 FAX 0570(666)612

問合せ：環境水道課
(担当) 沼口昭仁 ☎33-6072